

**令和3年度 KOBE “にさんがろく” PROJECT事務局運營業務委託
事業者公募（プロポーザル）実施要領**

1 案件名称

令和3年度 KOBE “にさんがろく” PROJECT事務局運營業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市は平成27年度から、農漁業地域と都市地域が近接する神戸のポテンシャルを活かし、食を軸とした新たな都市戦略として「食都神戸」を推進している。

「KOBE “にさんがろく” PROJECT」は、「食都神戸」事業の一環として、若者と農漁業者、企業等をつなぎ、神戸の農漁業の新たな「モノづくり」と「ネットワークづくり」に取り組む事業である。令和元年度からは、様々な分野で活躍しているクリエイターの専門的な視点や技術指導のもと、学校の垣根を越えて学生チームが活動を行う「ノーギョ・ギョギョ・ギョギョーラボラトリーズ」として事業展開している。

令和3年度からは、事業全体の効率的な運営とクリエイティブな成果、若者、クリエイター、農漁業者、企業等の円滑なコミュニケーションを促すためのディレクションと事務局機能の構築を目的として、以下のとおり業務委託先を公募により選定する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託料（契約上限額）

金4,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

神戸市経済観光局農水産課および市内一円

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、事業者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 神戸市内に本拠地又は本店を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- ④ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑦ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑨ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑩ 業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- ⑪ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑫ 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和3年4月19日(月) |
| (2) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書受付締切 | 令和3年5月13日(木)午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3年5月18日(火)予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和3年6月4日(金)正午まで |
| (5) 提案審査会 | 令和3年6月中旬予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和3年6月中旬予定 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和3年6月25日(金)予定 |
| (8) 事業完了 | 令和4年3月31日(木) |

6 応募手続き・質問等に関する事項

- (1) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書の提出
 - ① 提出方法

持参又は郵送・宅配により提出すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。
 - ② 提出期間期限

令和3年5月13日(木)午後5時まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時。

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。
 - ③ 提出場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農水産課
 - ④ 提出書類（各1部）
 - ア) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書【様式1】
 - イ) 誓約書【様式2】
 - ウ) 神戸市契約等から暴力団関係者排除に係る誓約書【様式4】
 - エ) 会社・団体概要（定款、規約等含む）
 - オ) 直近1年分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）
 - カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
 - キ) 直近1年分の神戸市民税の納税証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
 - ク) 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書
 - ⑤ 参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失

する。なお、提案審査会の開催後に、評価点が最も高い申請者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点の申請者を本業務の契約候補者として繰り上げるものとする。

- ・本書4の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書6（3）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（2）質問への回答の公表

- ① 参加資格に関すること
随時回答する。質問内容及び回答については、原則公表しないものとする。
- ② 実施要領（参加資格を除く）、仕様書等に関すること
回答は仕様書の追補とみなし、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を令和3年5月18日（火）にホームページにて公開する。なお、質問した事業者名は公表しない。

〔公募情報に関するページ（予定）
<https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/kanko/nogyogyo/gastropoliskobe.html>〕

7 申請者が1者である場合の措置

本事業に申請する者が1者であっても、提案審査会を開催するものとする。

8 企画提案書の提出

（1）提出方法

持参又は郵送・宅配により提出すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。

（2）提出期間

令和3年5月19日（水）から令和3年6月4日（金）正午まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時。

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着すること。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

（3）提出場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農水産課

（4）仕様

- ① 提案数 1事業者につき1案
- ② ページ数等
 - i A4版両面印刷（20ページ以内）
 - ii 表紙と目次を除き、ページ番号を付与すること。
 - iii カラー印刷可
- ③ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
なお、書面とは別に、提出書類の電子データを記録した電子媒体（CD-R/DVD-R）を1部提出すること。電子データはMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindowsOSに対応したものとする。
- ④ 記載事項
 - ・実施体制（管理責任者、スタッフ人数）
 - ・ディレクターのプロフィール、業務実績
（業務実績は、学生・クリエイター・農漁業者等との協働実績、商品開発・農工商連携・異業種交流等に関する実績など）
 - ・ホームページ管理体制

- ・ホームページやSNS等を用いた本業務の広報手段、業務実績
- ・学生の募集、選考方法
- ・企画提案内容
(活動テーマ、チーム数、学生募集方法、担当クリエイター、ワークショップ等のイベント案、学生の進捗管理方法、広報・HP管理方法など)
- ・本業務の遂行にあたっての新型コロナウイルス感染防止対策

⑤ その他

「令和3年度KOBE“にさんがろく”PROJECT運営業務に係る企画提案書の提出について」
【様式3】も合わせて提出すること。

(5) 見積書

本業務にかかる費用について、参加事業者名を記載し、代表者印を押印した見積書を添付すること。

(6) 著作権等について

提案書等の著作権は申請者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、申請者が負うこととする。

9 選定に関する事項

(1) 審査について

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、評価するものとする。

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点 |
|--------|----------|--|----|
| 業務遂行能力 | 執行体制 | 業務を実施するにあたり、十分な組織体制であるか。 ・学生、クリエイターと密な連携体制を図りながら、業務を遂行するための体制が構築できるか。 ・ディレクターに適切な人員を配置しているか。 (業務実績など) | 20 |
| | 類似業務実績 | 業務を遂行する上で十分な類似業務実績を有しているか。(学生やクリエイター、農漁業者との共同業務、HPやSNSによる広報業務、商品開発コンサルティング業務) | 10 |
| 企画提案内容 | 業務目的の理解 | 食都神戸事業やKOBE“にさんがろく”PROJECTの目的及び内容を十分理解したうえでの企画内容となっているか。 | 10 |
| | 実施スケジュール | 実施スケジュールが現実性のあるものか。 | 10 |
| | 提案の具体性 | 事業趣旨をふまえた実現可能な内容を具体的に示しているか。 ・取組内容やクリエイターが魅力的か。 ・多数の学生の参加が見込まれ、学生が神戸の農漁業に興味を持ち、学びにつながる内容か。 ・神戸産農水産物の普及推進につながっているか。 ・長期的な視点に基づき、翌年度以降につながる継続的な取り組みの提案になっているか。 | 20 |

| | | | |
|--------|-------------|--|----|
| | 提案の独自性 | 提案内容に独自の工夫があり、魅力的か。 ・他都市にはない、神戸らしい独自の取り組みになりうるか。 ・プロジェクトの質と認知度の向上につながる内容か。 | 20 |
| 費用の妥当性 | 費用積算根拠が適切か。 | 10 | |

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「令和3年度KOBE“にさんがろく”PROJECT運営業務」委託事業者提案審査会が行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。
- ② 審査員は、上記の審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 提案審査会（プレゼンテーション）
 - ・日時：令和3年6月中旬予定
 - ・場所：神戸市経済観光局大会議室予定
 - ※詳細は、改めて参加者に連絡する。
 - ・プレゼンテーション方法
 - 時間：30分（説明15分、質疑応答15分）
 - 説明者：参加者（事業者）の代表者1名及びディレクター 計2名
 - その他：プロジェクター及びスクリーンは使用可能。
 - 追加資料の配布は不可。
 - ※新型コロナウイルスの流行状況により、オンラインでのプレゼンテーションに変更する可能性がある。
- ④ 契約候補者の決定

審査の結果、評価点が最も高い申請者を契約候補者を選定する。
なお、評価点が最も高い申請者が複数いる場合は、見積金額が安い方を契約候補者とする。
- ⑤ 60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の申請者は失格とする。

(3) 書類審査の実施

- ① 企画提案書を提出した申請者が5者を超える場合は、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。
- ② 書類審査の有無は、令和3年6月4日(金)中に、企画提案書を提出した全申請者に対して、【様式3】に記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。
- ③ 書類審査では、審査基準に基づいて、提出された提案書等を審査し、審査員全員の評価合計点数の上位5者を選定する。
- ④ 書類審査は非公開とし、審査結果は、企画提案書を提出した全申請者に対して、【様式3】に記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。
- ⑤ 書類審査を通過した申請者のみが、提案審査会でのプレゼンテーションに参加する。
- ⑥ 書類審査を実施する場合、「5 スケジュール（5）企画提案書の提出期限」以降の日程は下記の通り変更するものとする。

| | |
|-----------|----------------|
| 書類審査 | 令和3年6月7日(月) |
| 書類審査結果通知 | 令和3年6月8日(火) |
| 提案審査会 | 令和3年6月中旬予定 |
| 審査結果通知 | 令和3年6月中旬予定 |
| 契約締結・事業開始 | 令和3年6月25日(金)予定 |
| 事業完了 | 令和4年3月31日(木) |

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の申請者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の申請者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提案書の全部又は一部を提出しない場合又は提案書の提出枚数が指定の枚数を超過する場合。
- ⑤ 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

- ① 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての申請者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。
- ② 申請者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については、原則として申請者の評価項目別の点数を示すものとする。

10 留意事項

- (1) 提案に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査以外に申請者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

11 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農水産課 KOBE “にさんがろく” PROJECT担当
電話番号 078-984-0380
E-mail kobe-nisangaroku@office.city.kobe.lg.jp